

桑名市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

令和7年6月 作成

1. 目的

ふるさと納税制度による桑名市（以下「市」という。）へのふるさと納税促進と市の魅力や特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、市へふるさと納税をされた市外の方へ進呈する返礼品の提供に協力していただける返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 事業者の要件

次の要件をすべて満たしている事業者とします。ただし、市が適当でないと判断した場合は、この限りではありません。

- (1) 桑名市ふるさと納税の募集要領、および関係法令、行政機関等が発出する通知を遵守し生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 総務省が定めるふるさと納税の地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に該当する返礼品を取り扱う事業者であること。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応を行うこと。
- (6) 自社 EC サイトやホームページ、SNS 等で市ふるさと納税の PR の協力を行うこと。

3. 返礼品の要件

次の条件を満たしている返礼品とします。

- (1) 総務省が定めるふるさと納税の地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に該当する返礼品であること。
- (2) 市の特産品や魅力を伝えられる返礼品又は、市の PR や来訪・交流につながる返礼品であること。
- (3) 品質及び数量について安定的な供給が見込めること。

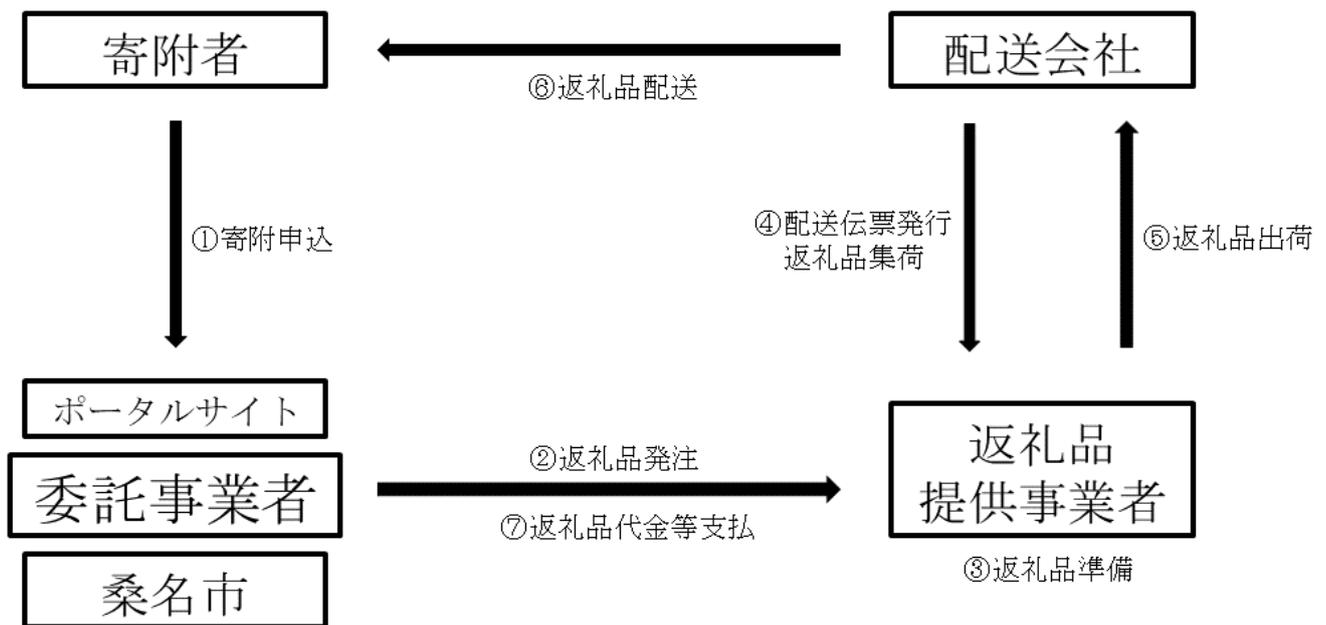
4. 返礼品価格、寄附金額の設定

- (1) 返礼品価格には、梱包費、消費税及び地方消費税の額を含むこと。
- (2) 配送料・ポータルサイト利用料等は市が負担し、事業者負担はありません。
- (3) 寄附金額は、平成31年総務省告示第179号第2条第2項に基づき、返礼品価格が寄附金額の30%以内となるよう市で設定し、経費率を考慮し随時市で見直しを実施します。

5. 事業者のメリット

- (1) 市が契約しているふるさと納税ポータルサイトや、ふるさと納税パンフレット等に返礼品情報・事業者情報等が無料で掲載されます。
- (2) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封して頂くことで、自社商品の販売促進・PR が可能です。

6. 寄附受付→返礼品発送→返礼品代金支払までの流れ



※④の配送伝票発行については、市もしくは委託事業者が契約する配送会社を利用した場合に限ります。利用されない場合は、事業者で配送伝票を作成する必要があります。

7. 申込方法

- (1) 申込を希望する場合は、本要領末尾の問い合わせ先にご連絡ください。随時受付をしております。
- (2) ご連絡いただいた後、登録に向けた面談等を行い、委託事業者を介して必要書類をご提出いただき、事業者登録の決定をいたします。

8. 個人情報の保護

- (1) 個人情報の取扱いについては、桑名市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9. その他留意事項

- (1) 積極的に市のPR等を行い、シティプロモーション活動に努めていただきます。
- (2) 市は、登録した事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなった場合や、申込内容に虚偽があった場合、市に損害を及ぼす行為があった場合は、その登録を取り消すことがあります。
- (3) 本要領の内容については、ふるさと納税の制度改正や総務省からの通知等により、予告なく変更となる場合があります。

<問い合わせ先>

桑名市役所 市長公室 ブランド推進課

TEL : 0594-24-1382 E-mail : furusato987@city.kuwana.lg.jp